

第3回検討会での主な意見（区部）

区分	主な意見（白丸は第3回以降にメールでいただいた意見）
①業務の標準化	<ul style="list-style-type: none"> ● 「児童相談所の地域によっては…」や「規模の小さい区では…」という記載については、区児相全体が困っているという認識にならないようご注意ください ● トー横問題、赤ちゃんポスト以外に、国際的な問題で児相に関わる問題が今後出てくるかもしれない。1つの区、1つの自治体だけでは対応が難しい場合があるので、都区の連携が必要と思う ● 転居ケースに限らず、愛の手帳の判定基準、施設入所の定員超過への対応など、全て調整が入ってくる。業務の標準化を都で担っていただけることを期待している ● 統計については、近々国から方向性が示されるだろうから、ここは慎重にやった方がよい
②個別ケースに係る専門性向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 児相設置区は独立して運営を行うのが基本ではあるが、医療機関との調整が必要な切羽詰まった状況などでは、どうしても広域的な視点で東京都との連携が求められる ● 区児相だけで賄いきれない場合にどうするのか、という視点はどうしても必要。コロナ禍の際、都には入院医療機関のネットワークを構築してもらった前例がある。現場では病院探しから始まるので、区だけで対応が難しい場面において、都が総合調整機能を発揮して、一緒に子供を救っていくことが大事
③人材育成の共同推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 5年後、10年後、人材確保で四苦八苦するのはどの区も同じ。「人事交流の弾力化」を進めて欲しい ● 各区それぞれの実情がある中、まずは人材育成など人事的なことも含めて各区がしっかり行っていくべきと思う。事例についても、レアな困難ケースや好事例を、研修などで共有することから始めていくというのもありかなと考える ○ 若手職員が1年～2年で異動を希望する事例など、在職期間が年々短くなっていると思われる。専門知識や技術、関係部署との連携のノウハウ等を人材育成強化策として研修等を組むだけで在任期間の短期化に歯止めをつけられるかどうか不安 ○ 人材難、従事者の圧倒的な不足という事態において、職員が定着しない状況は児相運営にとって死活問題。少しでも長く職にとどまれる、転勤しても何年かしたら（本人意思で）児相に戻ってこられるような職場環境づくりや職員サポートを全体でできるような仕組み作りはできないか

第3回検討会での主な意見（区部）

区分	主な意見（白丸は第3回以降にメールでいただいた意見）
④ 子供家庭支援センターの体制強化と連携強化	<ul style="list-style-type: none">○ 虐待の未然防止には妊娠期からの対応が必要。細かな対応は基礎自治体の強み。区児相の機動性や未設置区の子家センの対応など、基礎自治体の強みについての記載があってもいい○ 児童福祉法改正にある「こども家庭センター」について、触れておかなければならない。子供家庭支援センターの体制強化は、母子保健との連携も含めた記載もあれば、翌年度の「こども家庭センター化」の指針となるのでは● 今は子家センに、保健の問題、教育の問題が、それぞれから下りてくる。一体的支援について福祉側から保健側への連絡をお願いしたい。現場として、都の後押しがあると進めやすい
⑤ 都児童相談所の体制強化	<ul style="list-style-type: none">● 行き場に困る子、性被害、性加害の子達への対応に苦慮している。新しい治療指導課の機能強化に期待している● 子家センから都児相への送致や援助要請について、タイムリーにしっかり受けただけけるよう、都児相の体制強化についても方向性に盛り込んで欲しい
⑥ ケアニーズの高い児童への支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none">● 児童養護施設への支援、里親の育成など、都立の施設も含めて社会的養護の基盤強化をしていくことが児童相談体制の強化にもつながっていくと思う● 社会的養護の里親さんを増やす取組についてはオールJAPANでやるべきこと。里親を増やす啓発を広域的なところでできないか

第3回検討会での主な意見（市町村部）

区分	主な意見（白丸は第3回以降にメールでいただいた意見）
①業務の標準化	<ul style="list-style-type: none">● 送致事例を集約して、本当はこの事例はどうしたらよかったのかなとジャッジ出来る積み上げの場が欲しい。児相と子家センとお互いの隙間を埋められるような仕組みづくりが必要と考える○ 自治体標準化と情報連携を見据えて、全体でシステムの統一化を図る方向性としたほうがよい。こども家庭センターへの移行にあたり、児童福祉分野と母子保健分野を包含したシステム構築の必要性について検討されたい○ 警視庁との連携については、協定締結について警視庁からの説明は受けたものの、児童相談所・福祉局との共有や連携について説明がなく協定締結の判断ができないことから、福祉局や児童相談所の見解や方針、方向性をお示しいただきたい
②個別ケースに係る専門性向上	<ul style="list-style-type: none">● 現在、複雑で対応困難なケースが増えている。一般的な発達障害の子供達もなかなか受診ができない。児相側の体制強化だけでなく、小児総合医療センターも含めた体制強化をお願いしたい
③人材育成の共同推進	<ul style="list-style-type: none">○ 人材確保、研修、人材育成については、市町村と児相との機能・役割の再確認が必要。また、こども家庭センター、子供家庭支援センターの東京都の位置づけを、福祉局と児相で共有して欲しい。○ マンパワー不足を解消するために、法改正への対応も含め、適宜、都における人員配置基準のモデル（児童人口規模に応じた、最低基準ではなく適正な配置基準）を示していただきたい

第3回検討会での主な意見（市町村部）

区分	主な意見（白丸は第3回以降にメールでいただいた意見）
④ 子供家庭支援センターの体制強化と連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童福祉部門だけでなく、他部門も巻き込んでやっていくべきと考える。教育分野でも、「家庭ともめたくないから通告しません」という方が増えている印象。ぜひ都においても教育委員会と連携を図っていただきたい ● 児相設置区と市町村では完全に状況が違う。区部と同じような支援策ではなく、市町村と児相とでの役割分担のうえ、市町村には無い児相の権限でバックアップしてほしい ○ 「逆送致ケースに対する支援」（職員の配置支援）については、各市の実情に応じて常勤・会計年度問わず配置できる制度設計だと活用しやすい ○ 「子家セン職員の都児相への研修派遣支援」については、市子家職員を児相へ派遣して長期研修を受ける場合、都児相職員との交換研修としていただくなどでないと活用しにくいと思われる
⑤ 都児童相談所の体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 治療指導機能の充実については一日も早く立ち上げて欲しい
⑥ ケアニーズの高い児童への支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 治療指導機能の充実については一日も早く立ち上げて欲しい【再掲】 ● 現在、複雑で対応困難なケースが増えている。一般的な発達障害の子供達もなかなか受診ができない。児相側の体制強化だけでなく、小児総合医療センターも含めた体制強化をお願いしたい【再掲】

今年度の児童相談体制等検討会の議論（まとめ）〈専門的な対応力の強化に向けた3つの視点〉【案】

①業務の標準化

- 自治体間の引継ぎが必要となる転居ケースへの対応、基本となる相談援助の対応については、ケースワークに隙間が生じないよう、「児童相談所運営指針」及び「全国ルール」に基づく業務のベース部分を標準化することが求められる。自治体間の情報共有システムや警察との情報共有システムの構築も必要

②個別ケースに係る専門性向上

- 東京においては、虐待の増加に伴う一時保護の長期化や、困難な法的対応、「トー横問題」や「赤ちゃんポスト」といった新たな課題への対応、心理的ケアが必要な児童の増加など、大都市特有の広域的・専門的課題が先鋭的に現れており、専門性の向上が必要

③人材育成の共同推進

- 共同の研修や人事交流を通じて、相談援助業務の高度な専門性を身につけるとともに、自治体間の『顔の見える関係』を構築

児童相談体制の強化

〈3つの視点〉

東京全体の児童相談業務には、ベースとなる活動を標準化し、その上に大都市特有の課題等に対応できる専門性を発揮できるようバックアップする体制が必要。その基礎として、人材育成を共同で推進することが求められる。この3つの視点は不可分であり、3つの視点を実現するために都が総合調整を行う。

- ① 都と区市町村とが一体的に取り組めるよう、都が広域的な見地から、児童相談業務のベース部分の標準化を行う
- ② 大都市特有の課題など深刻化・複雑化する児童相談について、都域全体の対応力を強化するため、区市町村の要請に基づき、都が専門的な見地から個別ケースをバックアップできる体制を構築
- ③ 喫緊の課題である専門職の人材育成を都と区市町村で共同推進

（総合調整機能について）

- ・ 子家センについては、都道府県が市町村（区）に必要な援助等を行うこととされている法11条に基づき、都が総合調整機能を担当する
- ・ 法59条の4及び施行令45条の3に基づき、児相設置区が処理する事務は、都道府県が処理することとされているため、児相設置区については、都と設置区との間で取り決めを行う

3つの視点を共通の基盤とし、その上で、区市町村がそれぞれ地域の実情に応じて創意工夫を発揮しながら児童相談業務を充実

今年度の児童相談体制等検討会の議論（まとめ） <体制強化の方向性>【案】

①業務の標準化

- ・ **基本的な対応**：自治体間の引継ぎが必要となる転居ケースへの対応など、基本となる相談援助の対応については、ケースワークに隙間が生じないように、「児童相談所運営指針」及び「全国ルール」に基づく業務のベース部分を標準化することが求められる
- ・ **施設入所の効率化**：児童養護施設の入所調整など、迅速な入所に向けての仕組みづくりが求められる
- ・ **新たな課題への対応**：
全国各地から若者が集まる「トー横問題」や、昼夜の緊急対応が必要となる「赤ちゃんポスト」といった、これまでにない、広域的課題に的確かつ効果的に対処する必要がある
- ・ **警視庁との連携**：警視庁とのさらなる連携に向け、連絡調整や相談対応にかかるルールづくり、システム連携の構築などを推進していかなければならない
- ・ **相談システムの連携**：自治体間の連携強化に向け、相談記録の情報共有のシステムが必要である
- ・ **事例の収集・分析**：個別事例の収集・検証、分析・ノウハウの共有化を行い、現場に還元する仕組みも必要である
- ・ **統計調査**：虐待対応件数の計上方法等の統一化、統計情報の分析など、都全体の統計調査を統一的に対応することが必要である

②個別ケースに係る専門性向上

- ・ **困難事例への対応**：臨検・捜索や、医療ネグレクトにかかる親権停止など、困難な法的対応には、特に相談援助技術の専門性が求められる。児童相談所によっては経験できるケースに地域差があるため、ノウハウの共有により、都全体のレベルアップを図る必要がある
- ・ **治療指導の展開**：ケアニーズが高い児童については、専門的見地から医師、心理師など専門職によるバックアップが不可欠である
- ・ **医療機関との調整**：精神疾患等により入院が必要な児童については、限られた資源の中で医療機関の確保に困難を伴う場合が多い。医療機関との入院調整、病床確保を円滑に行う仕組みが必要である

③人材育成の共同推進

- ・ **研修の充実**：専門職の対応力をアップするため、高度なコミュニケーションスキルを身につける研修の抜本的充実が必要である
都トレーニングセンターと区職員研修所相互の研修参加、都と区市町村の合同研修の実施を進めるべきである
新たな研修メニューや人材定着策、メンタルヘルスの企画研究への対応など、人材の育成、定着にかかる研究も求められる
- ・ **人事面での交流**：現場での様々なケース対応を通じてスキルを身につけるOJTは重要。児童相談所と子供家庭支援センター間、都と区の児童相談所間における派遣研修等を推進すべき。長期はもとより、短期的なスパンでの研修の実施も必要である

今年度の児童相談体制等検討会の議論（まとめ） <体制強化の方向性>【案】

④ 子供家庭支援センターの体制強化と連携強化

- ・ **対応力の強化** : 虐待相談が増加する中、児童相談所との適切な役割分担のもと、子供家庭支援センターの体制をさらに強化する必要がある
- ・ **連携体制の構築** : 様々な虐待事案に的確に対応するためには、児童相談所と子供家庭支援センターが各々の機能の充実強化を図り、常に連携が図れる運営体制の検討が必要である
- ・ **未然防止の取組** : 「こども家庭センター」が施行される中、虐待の未然防止に向け、母子保健部門と子供家庭支援センターが一体的な体制のもと、妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援を行う必要がある。さらに、引き続き支援が必要な家庭については、児童相談所とも連携しながら支援していく必要がある

⑤ 都児童相談所の体制強化

- ・ **人員・組織体制の強化** : 児童福祉司・心理司の計画的な増員、管理職増員によるマネジメント力の強化を図る必要がある
- ・ **児童相談所の新設** : 国の児童相談所の管轄人口の見直しを踏まえ、練馬児童相談所（仮称）の新設（6年度）や多摩地域への児童相談所の設置準備を進めていく
- ・ **都児童相談所の一時保護部門の体制拡充** : 一時保護所の増設、民間事業者を活用した一時保護事業の展開など体制の拡充を図り、高まる保護需要に的確に対応する必要がある
- ・ **都児童相談センターの体制強化** : 業務の標準化、個別ケースに係る専門性の向上、人材育成の共同推進などを図るため、都児童相談センターの体制を強化した上で、総合調整機能を担当する必要がある

⑥ ケアニーズの高い児童への支援体制の強化

※児童相談センターが対応

- ・ **職員の支援力の強化** : 各児童相談所や子供家庭支援センター職員への専門的なアドバイスを通じてケアニーズの高い児童への支援力を強化
- ・ **施設の支援力の強化** : 児童養護施設等へのコンサルティングを通じて、ケアニーズの高い児童のさらなる支援が可能となるよう、施設の対応力を強化。さらに施設における心理治療機能のあり方も議論していく必要がある
- ・ **医療機関との調整** : 精神疾患等により入院が必要な児童については、限られた資源の中で医療機関の確保に困難を伴う場合が多い。医療機関との入院調整、病床確保を円滑に行う仕組みが必要である 【再掲】

今後の児童相談体制等検討会の方向性【案】

<今年度の検討会>

4つの柱を用意し、区部、市町村部に分かれて親会議において4回にわたり議論。

I 人材育成の共同推進 II 連携の拠点作り III 専門的見地からのバックアップ機能強化 IV 相談体制の強化

<今後の方向性（案）>

・この4つの柱について、**具体的な取組・検討事項として6つの視点からさらに議論を進め、東京全体の児童相談体制の充実・強化を図っていく**

①業務の標準化

III 専門的見地からのバックアップ機能強化
IV 相談体制の強化

②個別ケースに係る専門性向上

I 人材育成の共同推進
III 専門的見地からのバックアップ機能強化
IV 相談体制の強化

③人材育成の共同推進

I 人材育成の共同推進
III 専門的見地からのバックアップ機能強化
IV 相談体制の強化

④子供家庭支援センターの体制強化と連携強化

II 連携の拠点づくり
IV 相談体制の強化

⑤都児童相談所の体制強化

II 連携の拠点づくり
IV 相談体制の強化

⑥ケアニーズの高い児童への専門的な支援

I 人材育成の共同推進
III 専門的見地からのバックアップ機能強化

来年度は、この6つのテーマにより、引き続き区部と市町村部に分けて検討会を開催

増加する児童虐待相談に的確に対応し、切れ目ない支援を行うため、**子供家庭支援センターの機能強化を支援するとともに、都児童相談所との連携強化の仕組みづくりを推進し、東京全体の児童相談体制を強化**

令和6年度新規事業（予算額：11億円）

①子供家庭支援センターへの送致案件の対応支援

面前DV等、児童相談所から区市町村への送致案件への対応を支援するため、**児童相談所・警察・専門支援機関等との連携強化に対応する職員の配置経費**を区市町村へ補助
→都児童相談所と子供家庭支援センターの役割分担を適切化

【補助基準額】

6,042千円/名
(基本分：1名、加算分：上限5名)
※事業を実施する前年度に都児童相談所から受理した送致件数に応じて、加算上限を設定。

【補助率】

都10/10（令和8年度まで）

都児童相談所からの送致件数（※）	加算上限
71件～140件	1名
141件～210件	2名
211件～280件	3名
281件～320件	4名
321件～	5名

③DXによる業務効率化への支援

子供家庭支援センターの電話・記録等の**業務のDXに係るシステム導入経費**を区市町村へ補助

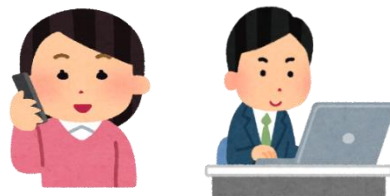
→子供家庭支援センターと都児童相談所の連絡調整等を効率化

【補助基準額】

50,000千円/1自治体

【補助率】

都1/2・区市町村1/2
(令和8年度まで)



②区市町村から都児童相談所への研修派遣支援

区市町村が定める児童福祉人材の育成計画に基づき、都児童相談所へ**職員を通年派遣し、子供家庭支援センターの基幹職員として育成する取組**へ補助
→子供家庭支援センターの組織力を強化

【補助基準額】

虐待対策ワーカー：6,042千円/名
主任虐待対策ワーカー：7,000千円/名
(派遣される職員の人件費を補助)

【補助率】

都10/10（令和8年度まで）



④連携のための拠点づくり

『子供家庭支援センターに都児童相談所のサテライトオフィス』又は『都児童相談所に子供家庭支援センターの分室』を設置

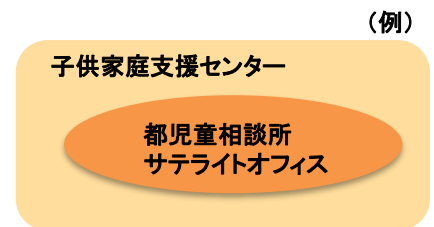
→都と区市町村の職員が、同一の施設でケース会議や情報共有を行いながら、共同で相談対応等を実施

【補助基準額】

8,181千円/名
(職員3名分の人件費を補助)

【補助率】

都10/10（令和8年度まで）



こども家庭センター体制強化事業について

目的

妊娠期からの切れ目のない支援を実現するため、児童福祉部門と母子保健部門が一体となり妊娠期から包括的な相談支援等が行えるよう、連携に必要な支援チームを配置する区市町村を支援するとともに、両部門の連携強化や職員のスキルアップを図る研修等を実施する。すべての家庭が健やかに子育てできる環境を整えることで、虐待の未然防止に繋げる。

経緯

児童福祉法および母子保健法の改正により、区市町村の児童福祉部門と母子保健部門が連携し一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の設置が努力義務化（令和4年度改正、6年度施行）

- ☞ 「予防的支援推進とうきょうモデル事業」（R3～）と「とうきょう子育て応援パートナー事業」（R4～）を一体化
- ☞ 「こども家庭センター体制強化事業」を実施し、子供家庭支援センター（児童福祉部門）と母子保健部門の連携をより一層強化（R6～）

事業概要

（1）人材育成

子供家庭支援センターと母子保健部門の合同研修を実施

（2）連携ツールの提供

共通のアセスメント基準の活用、合同会議を実施

（3）運営支援

アドバイザー委員会による体制構築や支援方法への助言

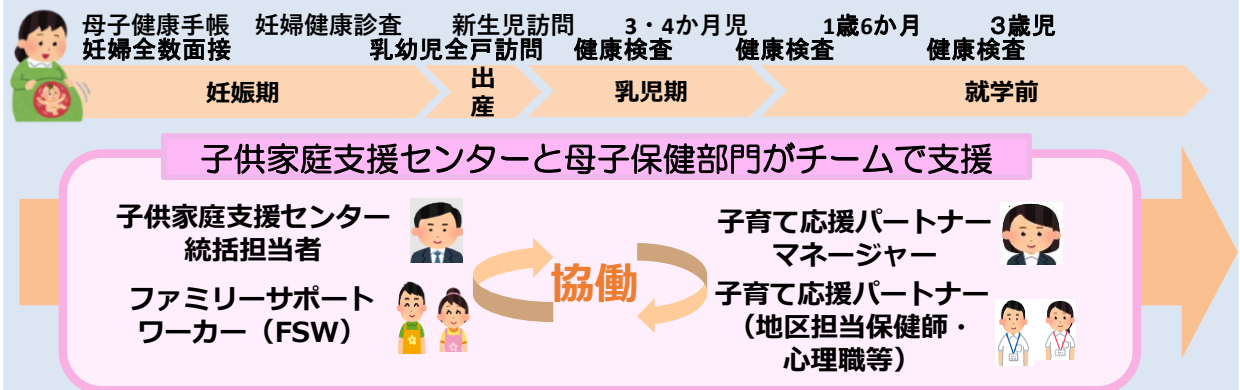
（4）人員配置に係る支援

下記①～③のいずれかを選択、配置される支援員に対し補助補助率10/10（令和8年度まで）

- ① 子供家庭支援センターにチームを設置
- ② 母子保健部門に専門職を配置
- ③ 両部門に支援者を配置

【令和6年度予算額】 841,981千円

支援スキーム



【支援対象】

25歳以下初産・頼れる人が1名以下の妊婦、その他自治体が必要と認めた妊婦

【支援方法】

- ・ 妊娠期から継続してアウトリーチ支援
- ・ 複数回のアプローチで信頼関係を構築しニーズを把握（エビデンスに基づいたアセスメント基準を活用）
- ・ ニーズに沿って当事者視点に立った支援を実施

都児童相談所の体制強化

子供の安全・安心を守るため、都児童相談所の体制を強化するとともに、都と児相設置区も含めた区市町村との連携をより深め、東京全体の児童相談体制を一層強化

1 都児童相談所の体制強化

①児童相談所の新設

国の児童相談所の管轄人口の見直しを踏まえ、練馬児童相談所（仮称）の新設（6年度）や多摩地域に新設する児童相談所の設置準備を進める

②児童福祉司・児童心理司の増員（6年度63人増）

増加し続ける虐待相談に迅速、的確に対応できるよう、児童福祉司(41人)・心理司(22人)を増員

③リーダー層の強化

児童相談所職員が、児童相談分野のエキスパートとして着実にキャリアアップできるよう、キャリアモデルを明示するとともに、課長代理級のポストを増設

2 都児童相談センターの機能強化

①総合調整機能の発揮

都と区市町村とが一体的に児童相談行政を進められるよう、都が広域的な見地から、児童相談業務の基本部分を標準化。都域全体の対応力を強化するため、都が専門的な見地から個別ケースをバックアップ

②人材育成の推進

合同研修の実施など、区市町村と人材育成を共同で推進。研修や人事交流を通じて、高度な専門性を身につけるとともに、自治体間の「顔の見える関係」を構築

③治療指導機能の充実・強化

心理的ケアが必要な児童に対する専門的支援を強化。個別ケースを支援するとともに、医療機関とのネットワーク構築に取り組み、支援が必要な児童を適切に医療につなげる体制を確保

都児童相談センターにおける新たな取組

児童相談センターの体制を強化し、区立児童相談所や子供家庭支援センターと一体となって広域化・専門化する課題に対応できるよう、総合調整機能を発揮

(1) 総合連携室の設置

◆ 総合調整機能を担うセクションとして、総合連携室を新設

◆ 概要

- 児相設置区も含めた区市町村との連携として、相談援助業務の標準化や人材育成、人事交流、情報共有等を推進
- 都と区市町村との連携を強化するため都児相サテライト、子家セン分室の設置を促進

(2) 研修機能の強化

◆ 児童相談分野のエキスパートとして着実にキャリアアップできる人材育成を実施

◆ 概要

- 区児相も含めた児相職員、子家セン職員等に対する研修を実施
- トレーニングセンターの拡大（面接技法、ロールプレイ、事例検討など実践的カリキュラムの充実）

(3) 治療指導機能の充実・強化

◆ ケアニーズの高い児童に対する専門的支援の機能強化

◆ 概要

- 入院医療機関のネットワークを構築し、適切に医療につなげる体制を確保
- 保護所・児童養護施設等へのコンサルテーション機能の強化及び保護枠の拡大
- 保護機能の強化

	令和6年度	令和7年度～
総合連携室	総合連携室を設置 R7の本格稼働に向け準備検討 (部長1、課長1、課長代理1、一般1増員) ※すべて事務職	本格稼働
研修機能	R7の開設に向けカリキュラム等の検討	取組拡大
治療指導機能	医療機関ネットワーク・コンサル機能強化の検討 (医長1、課長代理(福祉)1増員)	医療機関ネットワークの立ち上げ コンサルテーションの拡大

多摩地域児童相談所設置場所（プレスリリース）

令和6年1月31日
福 祉 局

多摩地域児童相談所の設置場所の選定について

都は、令和4年度に策定した「多摩地域児童相談所配置計画」に基づき、町田、多摩中部及び西多摩の各エリアに新たに児童相談所を設置することとしています。

この度、新設する各エリアの設置場所及び設置予定時期を、以下のとおりお知らせします。

1 設置場所・設置予定時期

(1) 町田児童相談所（仮称）【仮設：令和7年度開設予定、本設：令和11年度開設予定】

<仮設> 町田市山崎一丁目2-17

- ※ 既存建物を一部改修し、設置
- ※ 令和7年度設置予定（令和10年度まで）

<本設> 町田市小曾東三丁目1-3

- ※ 「町田市（仮称）子ども・子育てサポート等複合施設整備基本計画」で整備される複合施設内に設置
- ※ 令和11年度、上記仮設施設から移転予定

(2) 多摩中部児童相談所（仮称）【令和11年度開設予定】

武蔵野市西久保三丁目1-22

- ※ 多摩府中保健所武蔵野三鷹地域センターの一部を改修し、保健所施設と併設で設置

(3) 西多摩児童相談所（仮称）【令和13年度開設予定】

福生市熊川722-1

2 その他

詳細は別紙「多摩地域児童相談所設置場所」参照

(問合せ先)
福祉局子供・子育て支援部家庭支援課
直通 03-5320-4180 内線 32-680
担当 勝見、山崎

多摩地域児童相談所設置場所

